

2007年1月29日

会計基準委員会 御中

三井リース事業株式会社  
執行役員経理部長 吉田広志企業会計基準公開草案第17号、同第21号に対するコメントについて

掲題、貴委員会が平成18年12月27日にコメント募集されましたことに対し、以下の通り3項目のコメントを提出致します。

**1. 基準の改訂についての意見**

リース会計基準案の定義（適用指針案84項）の網羅性に対し、基準案は、主たる取引とされる範囲（適用指針案3項）に説明が限られるため、範囲外となる取引は関与監査法人毎の個別判断に委ねることにもなるが、解釈や取扱いが異なることへの懸念がある。

移転外ファイナンス・リースに複合取引の性格を認めてもなお、利息法配分を原則とする基準案の構造や、例外削除に伴い税務実務との関係が複雑化となることにも影響され、リース取引にサービス性を高めた場合の判断はより必要になると考えられるため、あらかじめ、基準の範囲に含めるなどの対応を要望する。

現行基準では、わが国の会計・税務・法の制約を踏まえられ、賃貸借会計と注記により比較可能性確保が図られている。この注記には、比較の参考情報として、割り切りや簡便性も考慮されて、移転ファイナンス・リース取引（会計の実務では割賦基準の適用も多い）の原則法に準じた開示手法が採られているとも理解される。

公開草案における「基本的な考え方」（基準案35項）では、現行基準の例外法を削除し原則法を変えていないため、問題は無いとの論旨にあるが、例外法の削除と共に、上記の税務を含む制度による環境制約への考慮までが削除された結果、国際的にもあまり例の無い、税務上までが「売買とみなす」を招いたことは大いに遺憾である。

資産・負債の計上案に対しては、基準案35項(2)の「使用する権利の売買」の認識、適用指針案94項における同様の認識がある。また、リース事業協会から「検討の中間報告」として示された使用权の売買としての計上案も提案されている。

これら認識や提案は、相当程度の期間を要する（基準案31項）との理由で応えられていないが、コンバージェンスの重視とされるが、すでに問題を内包する国際基準への後追い導入を招くことで、短期間に二重の実務負担を背負いかねないとの観点も併せ、充分な検討を改めて要望する。

利息相当額の配分は原則的取り扱いで利息法とされるが、移転外ファイナンス・リースにおける複合取引の認識（基準案35項(1)）また、適用指針案94項の借手認識の通りであるため、利息法のほか定額法を広く認めることが適当と思われ、見直しを強く要望する。

既存契約への取り扱いでは、オフ・バランスの見直しに対し、貸手では大きな計上問題は無いなかで、例外法の削除に伴い、過去に遡及修正を求められるが、異例であり適用指針案 80 項の削除を要望する。

## **2. 基準案、指針案と実務の対応についての意見**

所有権移転ファイナンス・リースの取り扱いでは、貸手には「リース債権、利息法の適用、注記」が求められる案だが、既に、売買・割賦処理が定着している。税務上の延払基準の方法や、2 年未満の割賦販売では一括売買処理が求められることや、借手の費用配分に現行の割賦取得と同様の方法が認められている（適用指針案 94 項）ことなどに鑑み、通常の売買・割賦として処理されている場合は、改訂後もそのまま認めることを要望する。

併せて、これら既存契約に対する適用初年度の取り扱いについても同様の観点より明らかにされることを要望する。

移転外ファイナンス・リース取引における、自主残価額の変動・変更に伴う取り扱いの記載が無い。残価保証額では、適用指針案 106 項にて、見積り時価の大幅乖離時にその実態を考慮した会計処理をすべきとあるが、大幅乖離の定義が無い。また、見直しについては時価の増減の両面が考慮することになるのかも明らかではないため、いずれについても明らかにされることを要望する。

借手において、リース資産総額に重要性が無いと認められる場合の取り扱い(適用指針案 30,31 項)に関しては、期末数値での判断となるが、期初では認められると推測されたとしても、期末の算定に於いて適用が出来なくなるような場合、期中における仕訳の修正や既存契約の遡及修正についての扱いが明らかではない。実務では、遡及修正(総額法計上などを原則法に戻すこと)となれば、その困難より借手に於いて大きな問題となるため、その翌期からの適用など、現実的に受け入れ可能な取り扱い措置を講じられたい。その場合でも、いったん総額法で計上されたリース契約が後年度において原則法と修正すべきかの問題が残ることにもなり、併せての検討を要望する。

セール・アンド・リースバック取引に関する適用指針案 108 項の記載でのリース債権又はリース投資資産とリース債務を両建て計上するについて、総額を想定していると推定されるが、総額と純額のいずれにより計上するのかがあいまいである。なお書きの場合についても同様であり、これも明らかにされることを要望する。

説例と実務との関係では、利息法についてリース料の支払期日に対する日割りの取り扱いの有無など実務に即していないため判断しにくい。この許容範囲等に対しての適用指針案の記載も見られず、今後の経理システム等の修正・開発の要件を定めにくい。適用指針の解説などでも良く、早急に明らかにされることを要望する。

### **3. 適用時期についての意見**

以下の理由により、システム開発、検証、適用には最低限の事前準備期間を置く必要があるが、公開草案の示す適用時期には時間的な無理があり、導入の混乱を招かないために、最低1年の適用期間の猶予は不可欠と考えられる。

システム開発の所要期間の考慮が適切に設定されなければ、実際問題として、変えようにも対応ができないのが現状であり、現実的な適用時期の見直しを強く要望する。

- . 移転外ファイナンス・リース取引の基幹となる会計処理は概ね全てが変わることになり、会計面に限っても、要件、定義、解釈を含めての基本要件と社内の管理分類、連結、税務との関係を考慮した一体性ある開発が必要となる。
- . 既存契約の適用初年度における移行に於いても、日々出入りを伴う大量の契約を誤り無く移行させるための十分な準備期間が不可欠である。
- . 減価償却システムの大幅な見直しとなる平成19年税制改正についても、大量の減価償却資産を保有するリース会社への影響も大きく、早急な制度対応を必要とする。  
社内管理の例では、基本リース期間で簿外となる固定資産の管理（納税）と再リース時における会計上のリース資産計上など、会計と税を整合させた上での二重管理などの方法が必要。

以上